

## 3 利用料金

## 1. 基本サービス（月額）

介護度	介護保険10割	1割負担者	2割負担者	3割負担者
要支援1（週1回）	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2（週2回）	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

※送迎・入浴は基本料金に含まれています。

## 2. 加算対象サービス（月額）

	1日当たりの料金 介護保険料10割	1割負担者	2割負担者	3割負担者
科学的介護推進体制 加算	400円	40円	80円	120円
サービス提供体制 強化加算（I）	要支援1	88円	176円	264円
	要支援2	176円	352円	528円
介護職員処遇改善 加算（I）	基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×5.9%の金額			
特定処遇改善加算 （I）	基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×1.2%の金額			
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×1.1%の金額			

※令和6年6月1日より算定

介護職員処遇改善 加算（I）	基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×9.2%の金額
-------------------	--------------------------------

(算定要件)

- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

当事業所では介護職員総数のうち、介護福祉士を50%以上配置して利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護を提供します。

- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とする加算であり、全ての利用者を対象とします。

- ・ 特定処遇改善加算（Ⅰ）

介護人材確保の為に取り組みをより一層進める為、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を目的とする加算です。

- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算

政府が経済対策として掲げた介護職等の収入3%（月額9000円）引き上げを目的に令和4年2月～9月まで国費で支給されていた介護職員処遇改善支援補助金に代わり、令和4年10月の介護報酬改定（臨時改定）で創設された新たな加算です。

- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）令和6年6月1日より算定

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多く事業所に活用されるよう推進する観点から、現行の加算率を組み合わせ、一本化された加算です。

- ・ 科学的介護推進体制加算

基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用することで得られる加算です。